

離島町村の持続可能な行政サービスのあり方について



令和 8 年 3 月 13 日
沖縄県企画部市町村課

沖縄県による離島・過疎地域の町村に対する支援（令和7年度）

- 沖縄県では、令和7年度から、**渡名喜村に県職員を派遣**しているほか、**職員の採用活動や業務効率化**の取組への支援を拡充している。

渡名喜村への職員派遣

- 令和6年度末に多数の職員の退職が見込まれた**渡名喜村に県職員1名を派遣**（令和7年度～）

人材確保支援事業

- 複数町村が連携して採用活動に取り組むことで発信力を高める**人材確保の取組を支援**
 - ポータルサイト、SNS等による採用活動の広報支援
 - 就職説明会・移住相談会への共同参加の支援
 - 採用活動に関する共同研修の実施
 - 共同による職場体験イベントの受入れ支援

◇ 離島町村等自治体職員募集サイト「しまぐらし×公務員」



- 【主な掲載情報】
- ✓ 採用情報
 - ✓ 首長からのメッセージ
 - ✓ 先輩職員の声
 - ✓ 地域での暮らし 等

【URL】 <https://shimagurashi-koumuin.jp/>

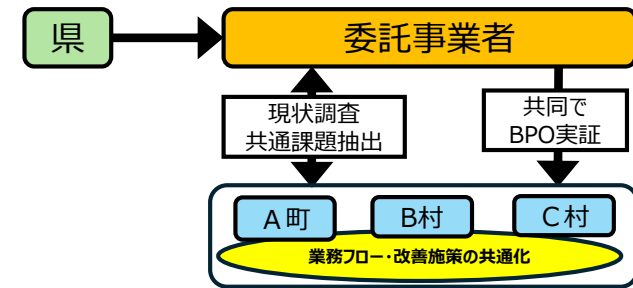
◇ 県市町村課HPへの市町村の職員採用情報の掲載

県市町村課HPに、掲載を希望する市町村の職員募集情報を集約・掲載

【URL】 <https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shinko/1016703/1016705/1016773/1031461/1031468.html>

業務効率化支援事業

- 離島町村等における業務実態を把握し、**共通する課題を抽出**するとともに、**業務フロー・改善施策を共通化**し、共同で実証導入を行う取組を支援



市町村広域連携支援事業（対象：全市町村等）

- 広域連携に向けた①調査・検討、②連携事業を実施する市町村等に対し、必要な経費を支援

【補助対象事業】

- ① 連携検討事業（最大2年間）
 - ② 連携実施事業（初年度のみ）
- 最大3年間

【補助率等】

- 補助上限 500万円 ※離島市町村が参画する事業の場合の加算規定あり。
- 補助率
- ① 連携検討事業 初年度 10/10
2年目以降 3/4
 - ② 連携実施事業 3/4

持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向けた沖縄県内の議論の状況

- 県内市町村における持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向けて、令和6年度以降、様々な機会を捉えて市町村との意見交換を重ねている。

沖縄振興拡大会議

(令和7年度：令和7年4月30日)

- 全市町村長及び議会議長で構成。
- 令和7年度は、「人口減少社会に対応した持続可能な社会の実現に向けて」等をテーマに討議。



- 県から、**離島以外の市町村も含めた意見交換の場**を設置し、継続的に意見交換を進めていくことを提案し、決定。
- これを受けて、令和7年度から、県と市町村による実務的な意見交換の場として、「**持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会**」を設置。

沖縄県離島町村等連絡会議

(令和7年度：①令和7年4月25日、②令和7年10月3日)

- 令和6年度設置。離島町村・北部3村の総務担当課長と県で構成。
- 令和7年度は、人材確保、事務の見直し、空き家対策等について意見交換を実施。



持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会

(令和7年度：①令和7年8月26日、令和7年12月23日)

- 人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足が深刻化する中で、沖縄県内の離島・過疎地域をはじめとする市町村の行政サービスのあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理・対応のあり方の検討を行う。
- 総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の報告書（令和7年6月）も踏まえて検討。

構成団体

- **沖縄県**
- 市（市長会推薦） **那覇市、石垣市、名護市、うるま市**
- 町村（町村会推薦） **国頭村、伊江村、読谷村、与那原町**

令和7年度に検討の対象とする行政分野

- **国民健康保険分野**
- **土木建築分野**

その他

- 離島町村・北部3村の町村長との意見交換を実施（令和7年1月28日、令和8年1月27日）。
- 個別の離島町村等とは、随時意見交換を行っている。



「離島町村総合事務センター（仮称）」の設置の検討について①

- 離島町村役場の一部の事務を沖縄本島内に集約し、事務を共同処理する「離島町村総合事務センター（仮称）」の共同設置に向けた検討を行う。

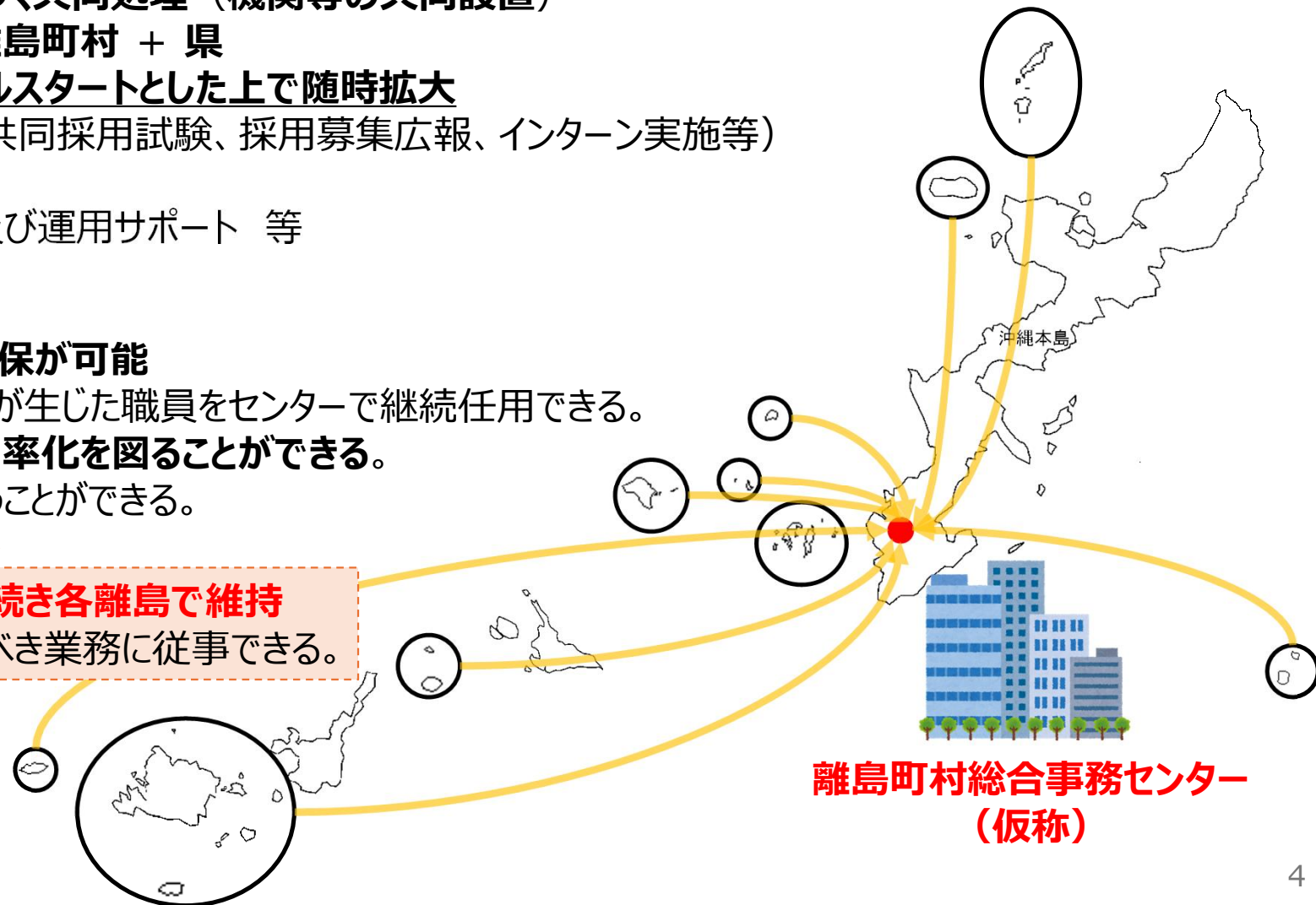
【設置のイメージ】

- 設置場所：沖縄県庁舎内（企画部市町村課内）を想定
- 設置形態：地方自治法に基づく共同処理（機関等の共同設置）
- 構成団体：参加を希望する離島町村 + 県
- 共同処理を行う事務：スモールスタートとした上で随時拡大
 - ・ 職員募集事務（離島町村共同採用試験、採用募集広報、インターン実施等）
 - ・ 給与算定事務 ・ 職員研修
 - ・ システムの共同調達、導入及び運用サポート 等

【設置の効果】

- ✓ 離島に比べて**安定的な人材確保が可能**
- ✓ 本島に一時的に居住する必要が生じた職員をセンターで継続任用できる。
- ✓ 事務をまとめることで、**業務の効率化を図ることができる。**
- ✓ 県の補完・支援を集中的に行うことができる。

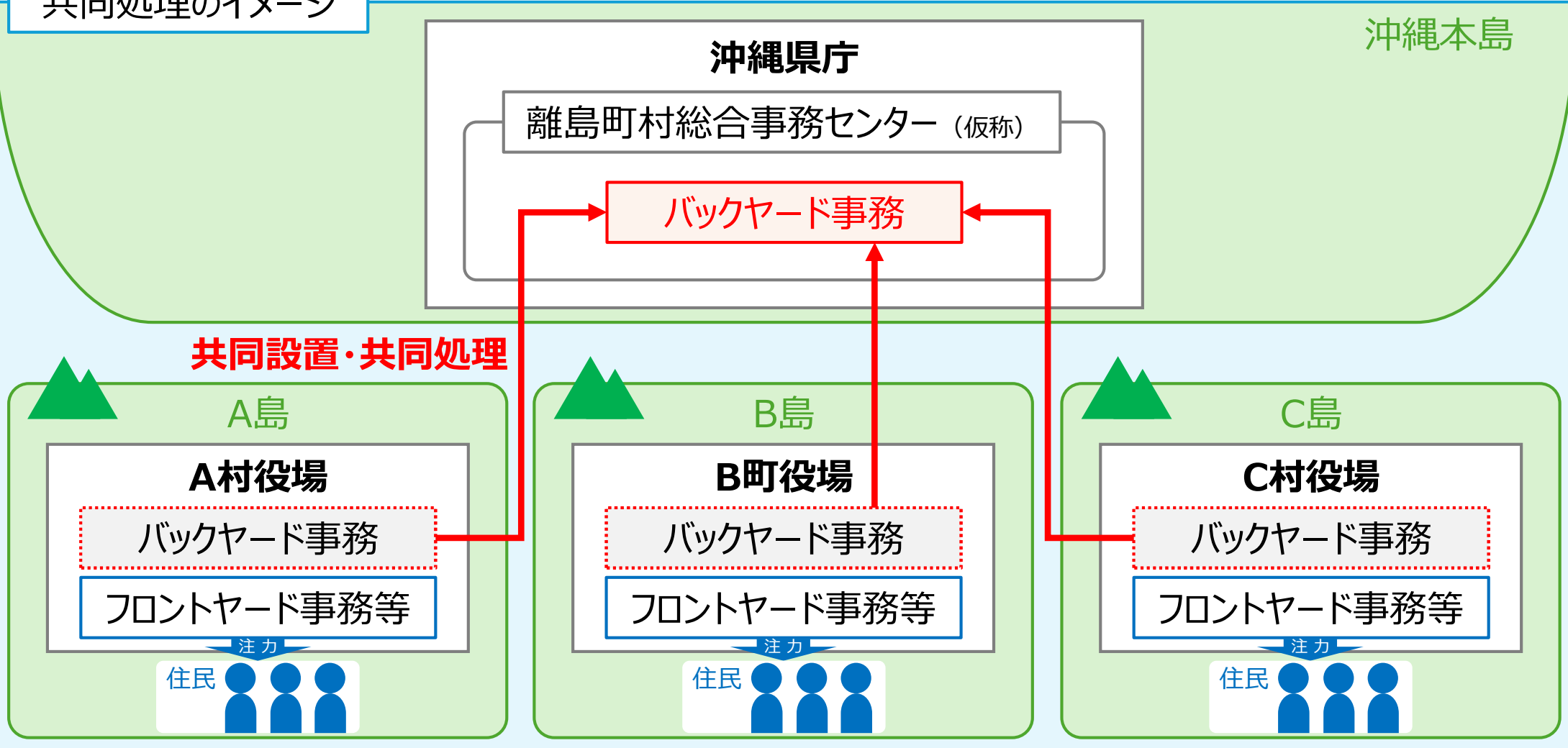
- ✓ **窓口などの中核業務は、引き続き各離島で維持**
⇒ 各離島の職員が本来注力すべき業務に従事できる。



「離島町村総合事務センター（仮称）」の設置の検討について②

- 「離島町村総合事務センター（仮称）」においては、各離島内で処理する必要のない、**離島町村のバックヤード事務**（職員募集事務、給与算定事務等）を県庁内で共同処理する。

共同処理のイメージ



【令和8年度】離島町村担い手確保支援事業

事業期間: 令和8年度～

背景と目的

離島町村においては、人口減少等が進む中、職員の確保が困難となっており、住民に必要な行政サービスを維持することが喫緊の課題となっている。また、離島地域の住民生活を支える地域産業の担い手の確保も課題となっており、地域社会の存続が危ぶまれる深刻な状況にある。離島町村・民間事業者が県内外の優秀な人材を確保できるよう県が支援し、離島地域の地域社会の存続や離島地域の活性化につなげる。

事業概要

離島町村の役場の職員・公共的団体の職員・民間企業の従業員に対して奨学金の返還支援を行う場合、最大5年間、本人の年間返済額の全額(最大)について、県が市町村・民間事業者等の負担額の一部を補助する。

補助内容

1 補助対象事業者等 (対象地域: 離島13町村)

- ① 離島町村役場
- ② 離島町村に所在する公共的団体
- ③ 離島町村に所在する中小企業
- ※ ②・③は、離島町村が地域社会の維持に必要と認めるものに限る。

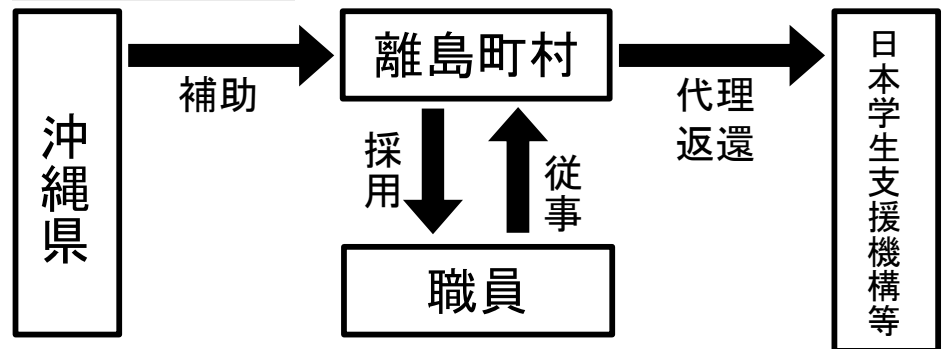
2 補助対象者 奨学金の返済義務のある以下の者

- ① 離島町村役場の職員(任期の定めのない常勤の一般職)
- ② 2②の公共的団体の職員(①に相当する職)
- ③ 2③の民間企業の正社員
- ※ 採用後5年以内、40歳以下【P】の者に限る。

3 補助期間 1人につき最長5年

事業スキームのイメージ

【離島町村役場】



【公共的団体・民間企業】

